

## 日本あんこ協会マスコットキャラクター使用取扱要綱

### (第1条：趣旨)

この要綱は、日本あんこ協会のマスコットキャラクター（以下「キャラクター」という。）を使用することにより、日本あんこ協会（以下「協会」という。）のイメージを確立し、あんこや協会活動を広く宣伝普及し、協会のミッションを実現することを目指すため、キャラクターを使用する場合の取り扱いに関し、協会が必要な事項を定めるものとする。

### (第2条：定義)

この要綱においてキャラクターとは、協会が別図にて定めるキャラクターの基本デザイン及びその展開のデザインとする。

2 キャラクターのデザインは予告なく追加、変更、取り消しとなる場合がある。

### (第3条：使用申請)

何人も営利を目的としない個人的、又はそれに準ずる限られた範囲内においてキャラクターを使用する場合は、自由に使用することができる。

2 前項に規定する場合を除き、キャラクターを使用する場合は、使用許可申請書（様式第1号）及びそれに関する資料（申請者の概要、企画書等）を協会に提出し、あらかじめ協会の承認を受けるものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合はこの限りでない。

- (1) 協会に属する団体が業務に関する事業で使用する場合
- (2) 報道機関が報道及び広報の目的で使用する場合
- (3) 行政機関等が業務に関する事業で使用する場合
- (4) その他協会が適当と認めた場合

### (第4条：使用許可等)

協会は、前条の規定による申請書の提出があった場合は、その内容を審査し、適当と認めたときは、必要な条件を付してキャラクターの使用を許可するものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、その使用を許可しない。

- (1) 法令及び公序良俗に反し、又は反するおそれがあるとき。
- (2) 特定の思想又は政治活動に利用し、又は利用するおそれがあるとき。
- (3) 不当な利益を得るために利用し、又は利用するおそれがあるとき。
- (4) 自己の商標、意匠等として独占的に使用し、又は使用するおそれがあるとき。
- (5) あんこ及び協会の品位を傷つけ、又は傷つけるおそれがあるとき。
- (6) その他協会が使用について不適當と認めたとき。

2 協会は、キャラクターの使用を許可するときは使用許可承認書（様式第2号）により申

請者に通知するものとする。

3 協会は、前項の規定によるキャラクターの使用を許可する場合について、必要な条件を付することができるものとする。

(第5条：使用にあたっての寄付金)

キャラクターの使用許可を受けた者（以下「使用者」という。）は、キャラクターの使用にあたり、使用開始前に金 5,000 円を協会指定の金融機関口座に納付することとする。ただし、営利目的でキャラクターを使用する場合には、別途協会が定める使用許諾料を納めるものとする。なお、納付金や使用許諾料は協会理念である「あんこを通じて世界平和を実現する」ための協会活動において大切にに使わせていただきます。

(第6条：使用上の遵守事項)

キャラクターの使用許可を受けた者（以下「使用者」という。）は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) キャラクターの使用許可を受けた目的又は用途のみに使用すること。
- (2) 協会で定めた形、色等の規格に沿って正しく使用すること。
- (3) キャラクターの使用前に当該使用に係る物の完成見本を速やかに協会に提出すること。ただし、完成見本の提出が困難なものについては、その写真の提出をもって代えることができる。
- (4) 商標、意匠等の登録出願を行うことはできないこと。

(第7条：結果の報告)

キャラクターの使用許可を受けた使用者は、キャラクターの使用を完了したときに、速やかに使用報告書（様式第3号）を協会に提出するものとする。ただし、使用期間を定めていない使用者については、1年毎に使用報告書（様式第3号）を協会に提出するものとする。

(第8条：使用許可の変更等)

使用許可を受けた使用者がその許可内容を変更する場合は、再度キャラクターの使用許可申請書（様式第1号）を協会に提出し、その許可を受けなければならない。

(第9条：使用許可の取り消し等)

協会は、キャラクターの使用が次の各号のいずれかに該当するときは、キャラクターの使用許可を取り消すとともに、使用者にその旨を通知するものとする。

- (1) 第4条又は第6条の規定に違反していると認められるとき。
  - (2) 偽りその他不正な手段によりキャラクターの使用許可を受けたと認められるとき。
- 2 前項の規定によるキャラクターの使用許可の取り消し、または第2条第2項の場合によ

る使用者に生じた損害については、協会はその責めを負わない。

3 第1項の規定によりキャラクターの使用許可を取り消された者は、当該使用対象物をいかなる場合であっても使用してはならない。

4 協会は、許可取消者に対して使用対象物の回収を求めることができる。

(第10条：損害賠償)

前条第1項各号のいずれかに該当する行為をした者は、これにより協会に生じさせた損害を賠償しなければならない。

(第11条：委任)

この要綱に定めるもののほか、キャラクターの使用に関し必要な事項は、協会が別に定める。

2018年10月1日

日本あんこ協会